

新居浜工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

平成4年4月1日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（昭和37年規則第1号。以下「学則」という。）第44条第2項及び第47条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(1 単位当たりの授業時間)

第2条 1単位時間は、標準50分とし、単位制とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15単位時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30単位時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、45単位時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目のうち、他専攻を含む選択科目の履修に当たっては、年度当初に、別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3の「受講申告書」（以下「受講申告書」という。）を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 専攻科の試験は、期末試験、追試験及び再試験とする。

2 期末試験は、学期ごとに実施し、その時間割は試験開始日の1週間前に公示するものとする。

3 追試験は、次の各号の一に該当する者のうち、別紙様式4の「追試験受験願」を、所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施するものとする。

(1) 感染症に罹患し受験できなかった者で、医師の診断書を添付した欠席届の提出があった場合

(2) 期末試験の試験期日が、学外で実施される公的な試験日と重なり受験できなかった場合

(3) その他校長が、特に認めた場合

4 再試験は、期末試験の評価が60点未満であった者のうち、別紙様式5の「再試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施するものとする。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して100点法で評価するものとする。

2 成績の評価は、次の区分によるものとする。

- A 80点以上
- B 70点以上80点未満
- C 60点以上70点未満
- D 60点未満

第6条 定期試験中に不正行為をした者については、当該試験に係る全授業科目の成績を0点とする。ただし、実験、実習、及び実技を伴う授業科目については、この限りでない。

(単位の認定)

第7条 第5条第2項の規定に基づき、A、B及びCに評価された授業科目については、当該単位数を修得と認めるものとする。

(修了要件等)

第8条 専攻科の修了要件は、学則第45条第1項に規定するもののほか、修了に必要な修得単位数の内訳は、別に定めるところによる。

2 本校の他専攻、他の高等専門学校専攻科及び大学等（以下「大学等」という。）で開設されている授業科目の履修を希望する者は、大学等の許可を得た上、受講申告書を、事前に校長に提出しなければならない。なお、その授業科目を履修の上修得した単位は、16単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

(修了認定)

第9条 修了の認定は、修了判定会議の議を経て、校長が行う。

(再受講)

第10条 期末試験、追試験及び再試験の結果、第5条第2項の規定に基づき、Dに評価された授業科目のうち、修得する必要がある授業科目は、原則として、次年度に再受講するものとする。

2 再受講を希望する場合は、受講申告書を、所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。